

# 司法書士まるわかりセミナー Wセミナー式短期合格法

## 1. 自己紹介

- (1) スタダートクラス(初学者向けクラス)収録担当講師
- (2) 平成20年度合格
- (3) 司法書士となった経緯と動機

## 2. 司法書士試験を受験することが最善の選択か

ガイダンス来場＝司法書士という自分の人生を変えられる資格に興味がある

→自分自身を変えたい又は今の環境を変えたいと考えている

しかし、人生を変える選択肢は他にもある。

(1) 株式会社を起業する。

新会社法施行により1円より会社の設立が可能。

著者は司法書士として、会社設立・起業支援業務をするが、資本0から起業し、成功する人も存在する。

(2) 他の人生を変えられる資格を取得する。

公認会計士・税理士・弁理士・不動産鑑定士。

これらの資格に基づく仕事も、他人から感謝される仕事である。それなりの年収も見込める。取得難易度も司法書士と大差ない(司法書士と同じくらいの労力で取得可能)。

(3) 転職する。

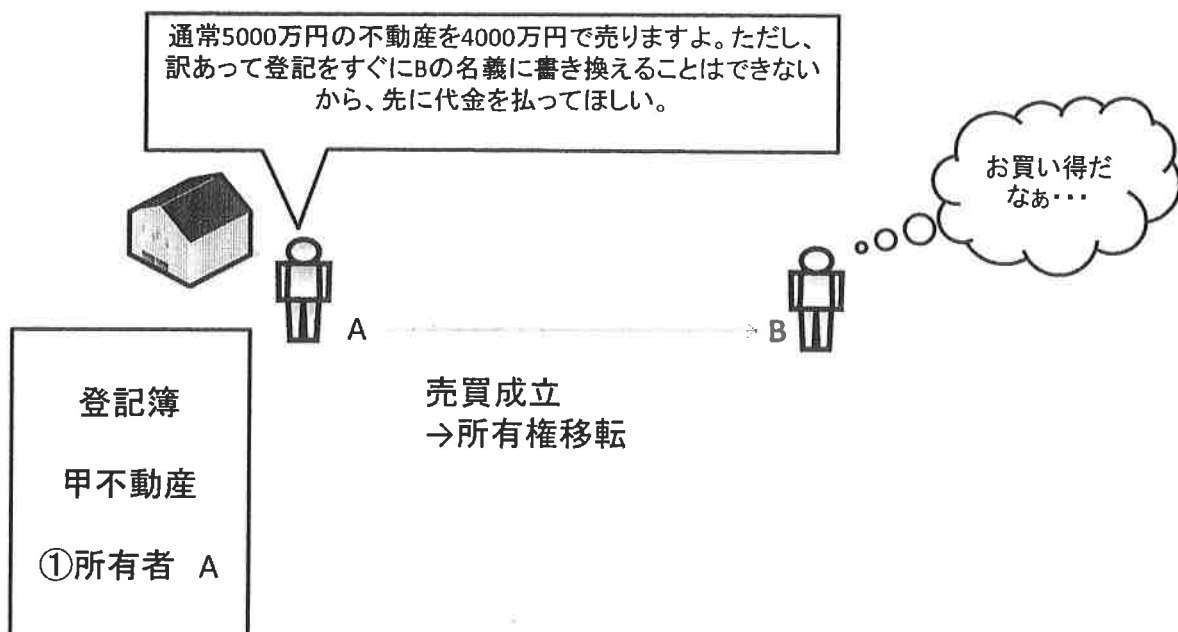
→本当に司法書士試験の合格を目指すべきか否かを考える必要あり。

20ヶ月の長丁場。(独学をするとしても)お金も時間も大量に消費することになる。自分自身の人生の目標・人生設計と照らし合わせ、司法書士の資格を取得することが本当に意義があるのか検討する必要がある。特に法学部出身だからということで安易に司法書士試験を選択し、お金や時間を浪費してしまう方が多いのでご留意されたい。

### 3. 司法書士の仕事 ～独占業務～

一般的にあまり認知されていない司法書士の仕事。  
ここでは、その司法書士の世界について、簡単に触れる。

## 不動産登記業務



#### ※不動産登記簿

不動産に関する権利関係が記録される公の帳簿。

例えば、ある不動産の所有者が誰であるか、その不動産は銀行等の担保となっているか等が記録されている。不動産登記簿は、一般公開され、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにし、取引の安全と円滑をはかる役割をはたしている。

(まだ、自己名義に登記があることをいいことに・・・)  
通常5000万円の不動産を4000万円で売りますよ。



A



B



### 登記簿

#### 甲不動産

①所有者 A

②所有権移転  
所有者C

売買成立  
→所有権移転

Cは登記名義を  
取得。



お買い得だなあ……。  
登記名義もAになっ  
ているし、この不動  
産を買おう。

### 問題

BはCに対して甲不動産を明け渡さなければなら  
ないだろうか。



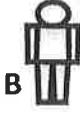
A

### 登記簿

#### 甲不動産

①所有者 A

②所有権移転  
所有者C



B



C

嫌だ。  
ふざけるな。

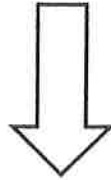
俺がAから買った  
んだ。出ていけ！

### 【解決案】

Aから支払った代金を返してもらう。

そもそも、このような詐欺を働いたAが一番悪い。そのため、法律上、BはAに対して支払った売買代金の返還を求めることができる(民703条参照)。  
しかし、Aは詐欺を働く人物である。とっくに逃げ出している可能性が高い。仮にAを捕まえることができて、金は既に使うなり、隠すなりしてしまっているだろう。ないところから金を返してもらうことはできない(まさか、強制労働させるわけにもいかない)。

また、Aの行為は刑法上の横領罪に当たる(刑252条)。しかし、警察にいつて逮捕してもらったところで、Bのお金が戻ってくるわけではない。



Aから代金を取り戻すのは現実的ではない...

BとCのどちらが所有者になるのか決着をつけなければならない。

### 【解答へのプロセス】

今、Bは、Cから甲不動産の明渡しを請求されている。

①Bの立場になって反論してみよう。

「自分が先に買ったのだから、早い者勝ちだろう。」

確かに、Bの方が先に買っている。自由競争の世の中なのであるから、Bの言い分も一理ある。しかし...

②次にCの立場になって再反論してみよう。

「早い者勝ちと言っても、先にBが買ったなんて、わからないではないか。」

CはAから甲不動産を購入した際、甲不動産の登記簿を確認した。そして、そこにはAが所有者として記録されていたのだ。それゆえ、まさかAからBに甲不動産が売却されたことなど知らず、Aから不動産を購入してしまったのである。

→このようなCの信頼は保護しなければならない。

#### 民法177条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

→不動産の所有権の取得は、登記をしなければ第三者に対抗(主張)することができない。

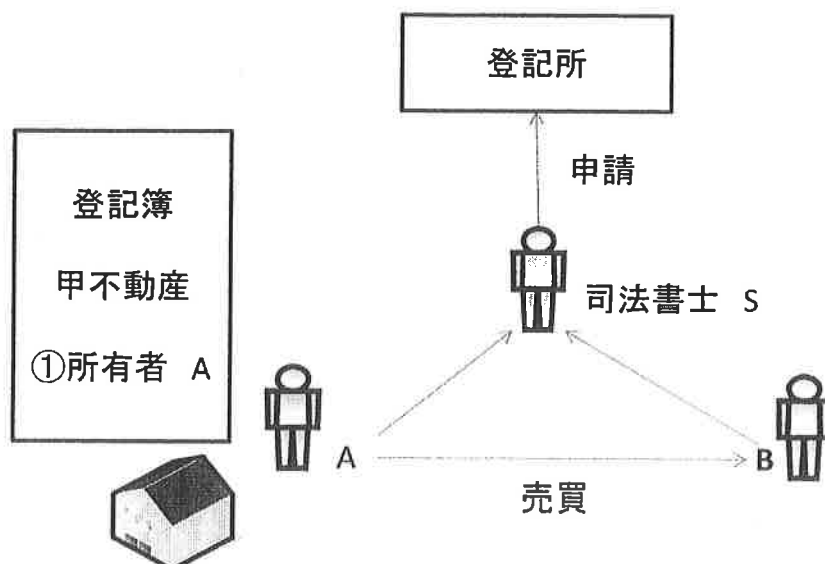
#### 【当てはめ】

Bは所有権を取得したものの、登記をしていなかったので、第三者Cに対して自分が所有者になったということを主張することができない。その結果、Cの信頼は保護されることになる。

一方、Cは登記をしているので、第三者Bに対して自分が所有者になったということを主張することができる。その結果、Cが確定的に所有者となる。

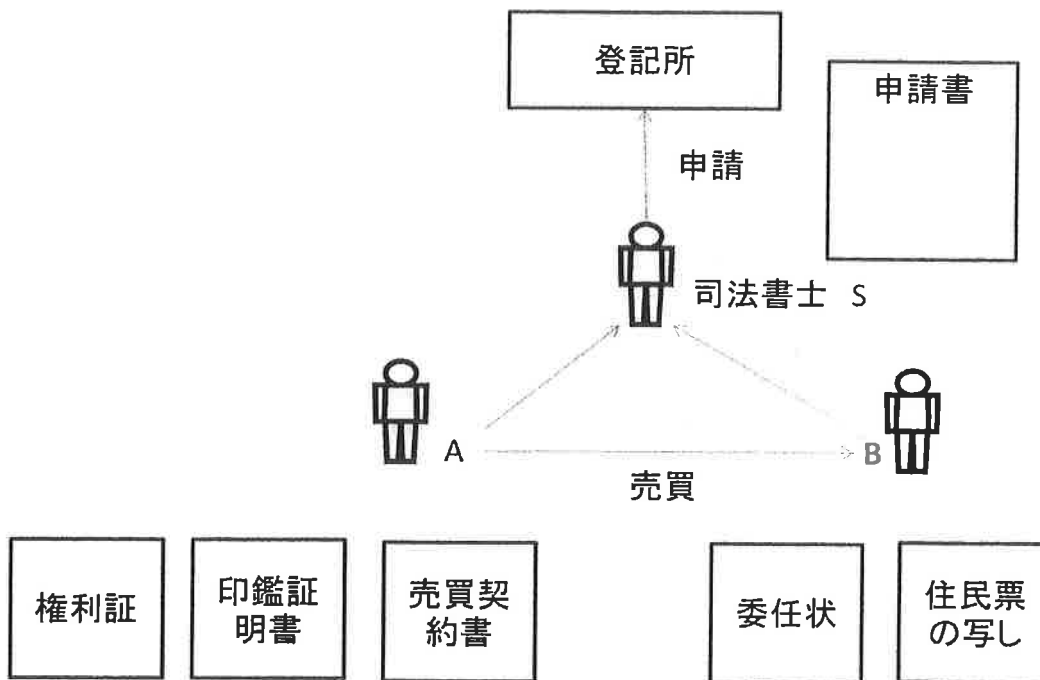
#### 不動産登記と司法書士

司法書士は、他人の依頼を受けて登記に関する手続を代理することができる(司法書士法3条1号、独占業務)。



不動産登記を申請するには、申請書を作成し、場面に応じて様々な書面を提出する。それには、申請書を作成し、かつ個々の事例ごとにどのような書面の提出を要するかを判断できる専門知識が必要である。

→国民に代わり、司法書士が登記の専門家としてそれらの手続を代理する。

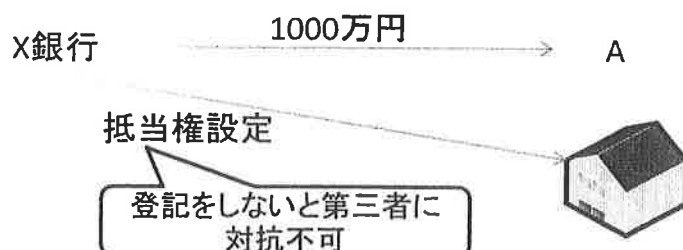


登記が確実に入るという保証がなければ決済をすること(売買代金を買主が売主に支払うこと)ができない。

買主は、自己名義に登記をしなければ(たとえ売買代金を支払っていたとしても)所有権を取得したことを第三者に主張することができないので、登記が備わるかがわからない状態では、怖くて売買代金を支払うことができない。そして、登記の申請書に不備がある場合や必要な書類の提供がされていない場合等は、登記の申請は却下される(不登法25条参照)。つまり、買主名義の登記が実現されないのである。

→そこで、司法書士が登記の専門家として、適法な申請書を作成し、必要な書類がすべて揃っているかどうかを判断し、登記が実行されることを保証する。

### 事例 銀行の融資



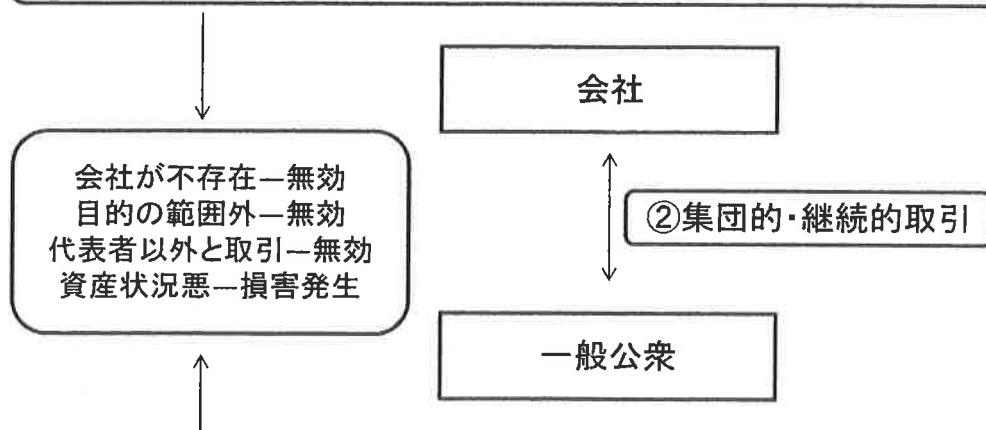
#### ※ 抵当権

債権(貸し付けた1000万円)の回収を確保するために、他人の不動産に設定する権利。ある不動産に抵当権が設定された後、債務者(A)が債務を履行しない場合(1000万円の返済をしない場合)には、抵当権者Xはその不動産を競売にかけ、その代金から優先的に弁済を受けることができる。

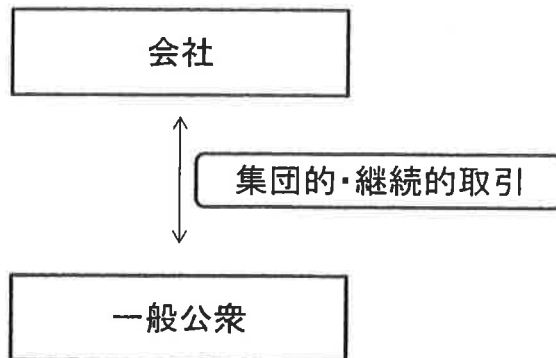
# 商業登記業務

①会社は、営業上の機密の保持につき重大な利益を有する

③取引上重要な事項を一般に公示することが、公衆保護のために必要。  
会社自身の信用を維持するためにも利益。



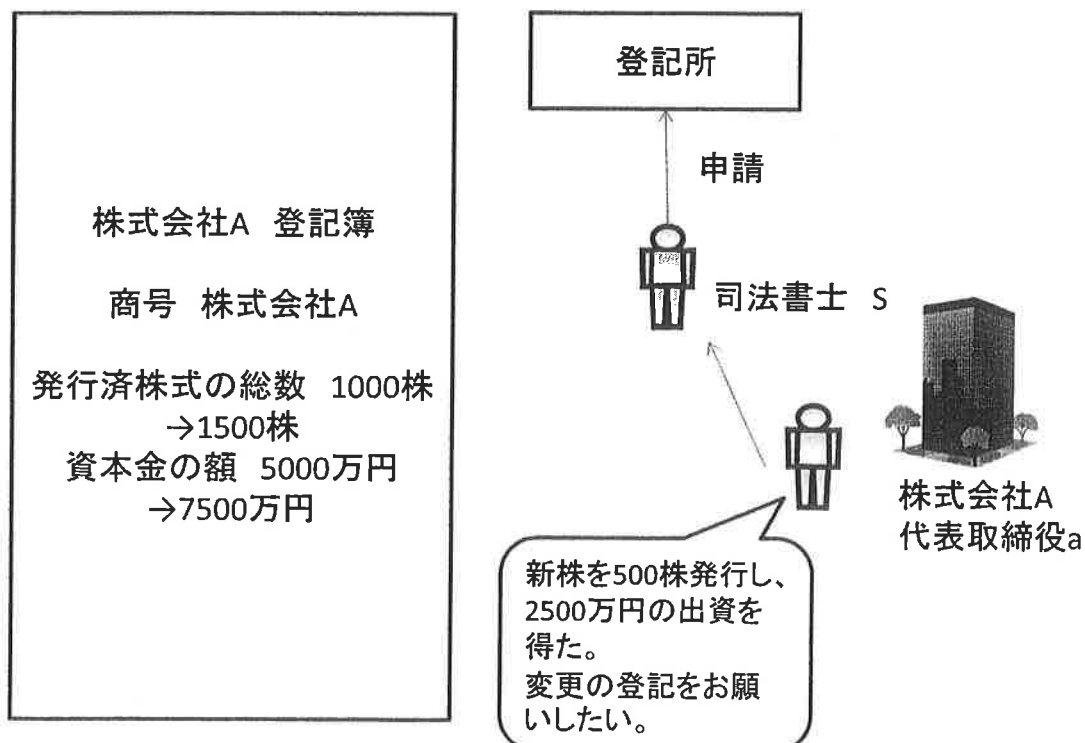
④取引の相手方が独力をもってこれらの事実を調査することは困難。  
また会社の側で一々相手方に対してこれを知らせることも煩雑。  
それでは集团的・反復的な取引の円滑と確実な期待できない。



⑤そこで、取引上重要な事項を一定の手続により公示することとすれば、一般公衆は困難な調査の労を免れ、しかも不測の損害から守られる。このような見地から認められたのが商業登記の制度であって、商法は会社の営業上の機密を害しない範囲において、商業登記により会社に関する取引上重要な事項を公示させることにしている。

#### 商業登記と司法書士

司法書士は、他人の依頼を受けて登記に関する手続を代理することができる(司法書士法3条1号、独占業務)。



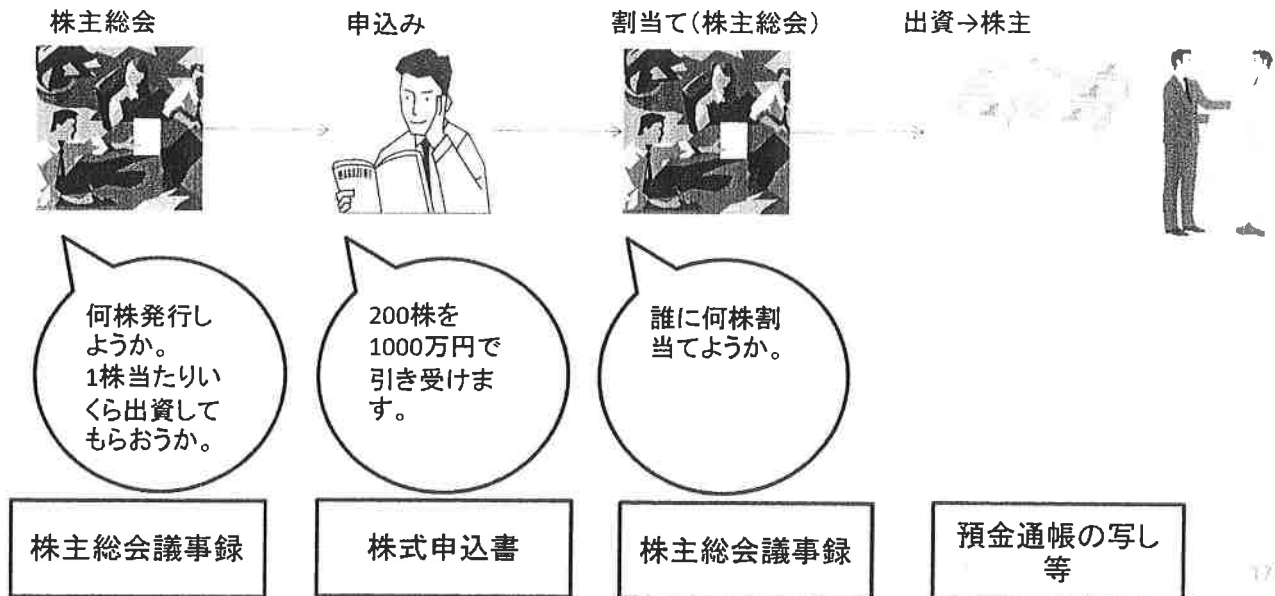


商業登記においては、まず会社法等で定める実体上の手続が適正に実行されなければならない。そこで、登記の申請は、会社法等で定める手続が適正に実行されたことを担保するために各登記ごとに所定の添付書面を添付させることにしている。

そのため、商業登記を申請するには、会社法等に精通し、かつ個々の事例ごとにどのような書面の提出を要するかを判断できる専門知識が必要である。

→国民に代わり、司法書士が登記の専門家としてそれらの手続を代理する。

#### 例：資金調達のために新株の発行をする場合



#### 簡易裁判所訴訟代理関係業務

法務大臣の認定を受けた司法書士(認定司法書士)は、簡易裁判所における民事訴訟の手続きにおいて、本人を代理できる(訴訟の目的の価額が140万円以下のものに限る)(司法書士法3条6号)。

#### 成年後見業務

認知症等により、判断能力が衰えて意思決定が困難になった人間を、その人の後見人として、専門的知識を活かし、財産管理や身上看護を通じて、擁護していく業務。

司法書士は第三者後見人(家族・親族以外の後見人)に最も多く選任されている。

#### その他

企業法務→資金調達、M&A、組織再編(合併、会社分割等)、事業再生支援、事業承継等。

裁判書類作成業務→本人支援型訴訟。

#### 4. 司法書士の資格を取得することの意味

- (1) 独占業務を行える
- (2) 資格によって広がるネットワーク
- (3) 社会的信用を得る
- (4) 人生の選択肢が広がる

#### 5. 司法書士の収入・ステータス

##### (1) 収入

何を専門分野とするかにより、平均年収が異なる。

勤務時→

開業1年目の収入→

開業3年目以降の収入→

##### (2) 独立開業型資格

→椅子に座っているだけで飯が食える時代(資格だけで飯が食える時代)は過去

##### (3) ステータス

→年齢、性別関係なく、先生と扱われる

#### 6. 司法書士試験の概要

##### (1) 出願者数と合格者数(平成25年度)

出願者数 27400名

受験者数 22494名

合格者数 796名

合格率は、例年2.8%前後。

##### (2) 平均受験回数・出身学部

①合格者の平均受験回数:3~4回

②出身学部 法学部50% 法学部以外50%

##### (3) 日時

日時:毎年7月の第1日曜日(年1回。1日で試験終了。合格科目持ち越し等の恩典なし)

##### (4) 試験の内容

司法書士試験は、午前の部と午後の部に分かれる。それぞれの試験科目は以下の通りである。

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 午前の部 | 実体法科目 | 憲法、民法、刑法、商法(会社法)  |
| 午後の部 | 手続法科目 | 民事訴訟法、民事執行法、民事保全法 |
|      |       | 不動産登記法、商業登記法、供託法  |
|      |       | 司法書士法             |

試験科目は全11科目。

## (5)試験の方法

以下午前の部と午後の部に分けて説明する。

### 【午前の部】

5肢択一式の問題(マークシート)が計35問。1問3点の計105点満点。  
以下その内訳を掲げる。

憲法3問 民法20問 刑法3問 商法9問 計35問

### 【午後の部】

5肢択一式の問題(マークシート)が計35問。1問3点の計105点満点。  
記述式の問題が2問。計70点満点。以下その内訳を掲げる。

#### (5肢択一式)

民事訴訟法5問 民事執行法1問 民事保全法1問  
不動産登記法16問 商業登記法8問 供託法3問  
司法書士法1問 計35問

#### (記述式)

不動産登記法1問 商業登記法1問 計2問

午前の部と午後の部をあわせて計280点満点である。

上記のとおり、全11科目のうち、民法・商法・不動産登記法・商業登記法の4科目からの出題数が、他の科目からのそれと比べて非常に多いことがわかる(記述を含めると、全体の約8割である)。そこで、司法書士試験の受験生の間ではこれら4科目を指して「主要4科目」、残りの7科目を指して「マイナー科目」と呼ぶことがある。

## (6)試験の時間割

午前の部 午前9:30～午前11:30 2時間  
午後の部 午後1:00～午後4:00 3時間(記述式含む)

午後の部は、マークシート35問・記述2問(1問を解答するにつき約1時間かかる)を解かなければならないため、迅速性が求められる。

## (7)基準点

「午前の部の択一式」「午後の部の択一式」「午後の部の記述式」にそれぞれ基準点が設けられており、各成績のいずれかがそれぞれ設けられた基準点に達しない場合は、それだけで不合格とされる(総合成績で合格点をとっていても不合格となる)。

### 【平成25年度の合格基準点】

|          |         |       |
|----------|---------|-------|
| 午前の部の択一式 | 84／105点 | 28問分  |
| 午後の部の択一式 | 81／105点 | 27問分  |
| 午後の部の記述式 | 39／70点  | 約5割4分 |

つまり、平成25年度は、最低でも上記の点数をそれぞれとらなければ合格することはできない。基準点は年度毎に異なる。

## (8)合格点

平成25年度の合格点は、221.5／280点である。

(7)で示した合格基準点をすべて足しても、84点＋81点＋39点＝204点であり、上記の点数に達することはできず、17.5点不足することになる。この17.5点を択一式で補う場合、1問3点なので、基準点よりも6問分多くとらなくてはならないことになる。

例えば、以下のように点数をとれば合格することができる。

|          |         |       |     |
|----------|---------|-------|-----|
| 午前の部の択一式 | 93/105点 | 31問分  | +3問 |
| 午後の部の択一式 | 90/105点 | 30問分  | +3問 |
| 午後の部の記述式 | 39/70点  | 約5割4分 | +なし |

(記述式は採点基準が不明)

93点+90点+39点=222点 (合格)  
221.5点(合格点)

上記のことから、ほとんど満点に近い点数をとらないと合格することはできないため、正確な知識力と理解が要求される。また、捨て科目というものがないことが特徴として挙げられる。出題数の少ない憲法や刑法等も抜かりない準備が必要である。

#### (9) 一般的な司法書士試験の難易度と実態

一般論では司法書士試験は難関試験の1つに数えられる。他の資格試験と比べると、税理士試験や弁理士試験に匹敵すると言われ、大学受験と比べると、旧帝国大学や早慶より難しいと言われる。しかし、その難関さの理由が他の試験とは異なる。例えば、東大理Ⅲや旧司法試験、公認会計士試験等では、高度な論理的思考力や国語力が要求される。しかし、司法書士試験においては、そうした能力が要求される場面は少なく、むしろ問題の質自体は平易である。

ではなぜ司法書士試験は超難関試験と言われるのか。それは、ほぼ満点の解答力が求められ、かつ、それを迅速にこなさないといけない関係上、記憶しなければならない量、演習しなければならない量が他の試験に比べて膨大だからである。誤解を恐れず言えば、司法書士試験は日本最大の暗記大会なのである。

#### (10) 試験に関するよくある質問

##### ①受験資格はあるか。

ない。年齢・性別・学歴問わず誰でも受験できる。したがって、母集団のレベルはそれほど高くないといえる。記念受験者も多い。但し、早稲田・慶応・中央・その他マーチの合格者が多い傾向にある(独自調べ)。

##### ②法学部は有利か。

法学部出身の受験生は他の学部出身者よりも多いと思われるが、合格者数でみると、同程度となる。

##### ③行政書士・宅建の有資格者は有利か。

一般論で言えば一度法律科目を勉強している分有利である。但し、これらの資格勉強は、法的な思考力を養わず、ひたすら試験対策(試験のための勉強)をすることが多い。したがって、ある程度の法的思考力が要求される司法書士試験では一から真摯な気持ちで学習に取り組むことが重要である。行政書士等の勉強の仕方をそのまま司法書士試験に持ち込むと合格は難しい。

##### ④ロースクール生・旧司法試験受験経験者は有利か。

ロースクール・旧司法試験の勉強は、法的思考養うので、応用力が利く。したがって有利である。但し、私見であるが驕りからか一発合格率はあまり高くないように思われる。

##### ⑤初学者からの一発合格者はどれくらいいるか。

合格者約800人のうち100人未満だと思われる(平成20年調査)。しかしながら、長期化したところで得られるメリットはなく、長くやったからといって合格しやすくなるわけではない。したがって、絶対に1発合格をするつもりでいてほしい。そのためには、少なくとも気持ちだけでは誰にも負けないようにする必要がある。並大抵の努力では不可能であるので、プロ野球選手になるつもりで学習に励む必要がある。自分のやりたい途に進みたい、人より多くの年収が欲しい、あるいは名声が欲しいなら圧倒的な困難に打ち勝つ努力が必要である。

##### ⑥買わなければならない書籍は何か。

少なくとも過去問集と六法である。また、11科目に対する幅広い正確な知識が要求されるため、情報を一元化する(まとめる)ための書籍が必要となる。独学なら基本書+予備校本。

## (11)総括

上記のとおり、全11科目にわたる膨大な量の学習が必要である(理解・暗記しなければならない論点が資格試験随一であり、死ぬ気でやらないととても覚えきれない量である。また、問題を解くスピードが求められるため、正確な知識力が求められる)。それ故、ただ漫然と勉強をしていては確実に消化不良をおこしてしまう。

そこで、合格するためには、効率的な学習方法をとることが必要不可欠となる。具体的には、効率的な講義を受講し、効率的な復習をすることが必要である。

### 7. 効率的な講義

#### (1)膨大な試験範囲から必要な情報を絞り込んだ講義

合格をするためには、膨大な試験範囲から、受験する年度において出題される論点を絞り込み、効率的に学習することが必要である。

##### ①過去問からの出題率

過去問とは過去の本試験のことであるが、司法書士試験における過去問は、他の試験における過去問とその性質を異にする。それは、単なる「腕試し」というものではない。司法書士試験は、過去の本試験で出題された論点(選択肢)を、変形・派生・簡易化させ、繰り返し問うという傾向がある。簡単に言ってしまうと、過去に問われた問題が再度問われるということである。それ故、司法書士試験の過去問は本試験で出題される論点を予想するための重要なツールとなるのである。ここでは、過去問からの出題率をデータとして提供し、そこから導きだされる司法書士試験の仕組みを簡単に述べる。試験の本質に迫る内容であるが、この情報をそのまま鵜呑みにし、試験を決して甘くみないこと。

#### (平成22年度司法書士試験における過去問からの出題)

このデータは、平成22年度司法書士試験において、過去に出題された肢を派生・変形・簡易化して作られた肢の数を調査した結果である。ここでは民法だけを紹介する。

総則 問題数3問 肢数15肢

第4問 5分の2  
第5問 5分の3  
第6問 5分の0  
計 15分の5 過去問からの出題率33%

物権 問題数9問 肢数45肢

第7問 5分の5  
第8問 5分の5  
第9問 5分の3  
第10問 5分の3  
第11問 5分の4  
第12問 5分の3  
第13問 5分の5  
第14問 5分の5  
第15問 5分の5  
計 45分の38 過去問からの出題率84%

債権 問題数4問 肢数20肢

第16問 5分の3  
第17問 5分の3  
第18問 5分の2  
第19問 5分の5  
計 20分の13 過去問からの出題率65%

親族・相続 問題数4問 肢数20肢

第20問 5分の5  
第21問 5分の3  
第22問 5分の5  
第23問 5分の2  
計 20分の15 過去問からの出題率75%

合計数 100分の71 過去問からの出題率71%

民法に関しては、過去問からの出題率が71%を超えている。試験全体としては、毎年60%前後、過去問からの出題がある。

→法律の問題であるので試験のネタとなる論点は限りがある。「過去に出題した問題との重複が避けられない」とのことである(H11法務省発表)。

5肢択一式の大半を占める組み合わせ問題は5肢中3肢(6割)の正誤判断ができれば、ほぼ正解可能であることから、過去問+派生知識のみで7~8割解答可能、ということになる。

→35問中26問前後

上記のことから、過去問を学習し、理解することが、司法書士試験における最大の得点源となる。

## ②過去問を重視した講義

以上のことから、司法書士試験において過去問を解答・分析することの重要性についてご理解いただけたかと思う。試験において高得点をとるためのポイントはいくつかあるが、その中で最も重要なのが、過去問の演習・理解である。

そこで、20か月本科生片口クラスでは、過去問の内容をいかに効率的に理解していくかについて重点を置いた講義をしていく。具体的には、受験までの期間、何度も繰り返し解いていただく過去問を、できるだけ早期に解くことができるようになるよう配慮して講義を進める。その結果、講義終了後、講義で扱った論点の過去問について8~9割くらい解ける状態になっているので、翌日までに、それを家で解き、解説を熟読してもらう。

また、過去問の分析に基づき、過去問が変形、派生した時に対応できる力を養う。どのように変形・派生するかも具体的に話をしていく。過去問の分析については、講義の中で詳細に話をしていく。

## ③択一式で午前・午後ともに33問正解するための講義

上記の通り、過去問演習・理解を万全なものとするれば、択一式35問中26問前後の解答は確実である(それ以上は、運の要素が強いと思われる)。しかし、合格するためには35問中30問前後の正解が必要である。また、30問分を本試験でとるためには33問分の知識量が必要であると考えられる(本試験は何かがおこるかわからないためである。会場の私語。椅子の悪さ。当日の体調。試験問題との相性。一睡もできない可能性もある)。

したがって、+約4問分以上の知識量の上乗せが必要ということになる。そこで、+4問分以上の出題論点も予想して講義の中で提供をしていく。具体的には以下の手法を用いて、予想論点を立てていく。

◆過去問分析(過去問の分析により試験委員の出題の傾向を掴むことにより、過去問から次の本試験の出題論点(未来問)を予想すること)

◆ネタ本分析(試験委員が問題作成の際に使用する書籍を分析することにより、次の本試験の出題論点を予想すること。試験委員が使用する書籍については過去問分析によって判別する。試験委員使用書籍(ネタ本)のうち、まだ本試験に出題されていない論点は、次の本試験で出題されやすい)

◆司法書士実務分析(司法書士の実務での問題点を分析することにより、次の本試験の出題論点を予想すること。過去問分析により実務で問題となっている事件等が試験に問われやすいことは既に判明している。また、司法書士試験は実務家登用試験でもある)

また、理論部分を徹底重視した講義を行う。30問以上とるためには、知識を応用する能力を身に付けることが必要だからである。

## (2)約1年で主要4科目を完璧にする講義

合格する人はマイナー科目において点がとれる人である(主要4科目はできて当たり前である。一方で、マイナー科目は合格者でも苦手とする方が非常に多いので、差がつきやすい)。それ故、マイナーこそ十分な学習が必要である。そこで、約1年かけて主要4科目を細かい論点まで丁寧に解説をし、不安なしにマイナー科目に入れるようにする。

特に片口クラスは主要4科目最大の関門、商法に強いので、商法に不安を抱えずにマイナー科目に集中できる。

## 8. 効率的な復習

いかに効率的でわかりやすい講義を受けても、2週間ばかり何もしなければその内容をすぐ忘れてしまうはずである(人間の記憶力などそんなものである)。それ故、講義の内容を記憶にとどめるために、反復・継続した復習を行う必要がある(最終的に、脳に記憶にとどめるためのものは、理屈や理論ではなく、「いかに目に触れたか」であるといえる)。司法書士試験の場合、限られた時間の中で圧倒的な情報量を消化しなければならないため、それをいかに効率的に行なうかが重要となる。ここでは効率的な復習の方法論をご紹介します。

### (1) 講義の復習

まずは、講義前後の流れをご紹介します。

#### ① 予習は一切不要

予習1回＋復習1回に要する時間＞復習2回に要する時間なので、予習は効率が悪い。但し、簡単にテキストを読んだ方が講義には入りやすくなる。

#### ② 講義を受講する

- ・講義は絶対に休まない。1回で20～50ページ進むため、ついていけなくなる可能性が高い。
- ・線を引く(ラインマーカーを引く)ことに終始しない。ラインマーカーを引いたくらいで理解できる内容ならば、合格率が約3%にはならず、誰でも合格できるはずである。また、テキストに書いてあることは、どのみち(マーカーを引いた箇所だけでなく)全部を理解しなければならない。
- ・テキストに記載のないことをべらべらと話すため、メモをとることに集中する。

#### ③ その日のうちに、家でテキストを音読する(3時間以内。慣れてくれば1時間くらい。)

※睡眠時間はきっちりとる。やりすぎは逆効果。

・ただ漫然と読むのではなく、その場で覚え、理解するつもりで読む。覚えにくい箇所は繰り返し読み、付箋を貼って後で確認できる状態にしておく。

・条文や判例がでてきたら、その都度六法で確認をする。また、六法の該当する箇所に、テキストのページ数を書き込む。これによりテキストと六法がリンクし、効率的な復習が可能となる。例えば、六法を引いてわからないことがでてきたら、直ぐにテキストを参照できるようになる。

#### ④ 翌日、講義の範囲内の過去問を解く(1～3時間以内。範囲によって異なる)。

- ・ただ答えをだすだけでなく、1肢ごとに、自分なりの解説を作ってみる。それが「理解する」ということである。
- ・解説は理解できていると思っている部分も含めて、できるだけきっちり読み込む。新たな発見があるはずである。
- ・過去問で出題された条文・判例等は、テキストの場合と同様に、その都度六法で確認し、六法の該当する箇所に、出題年度と過去問集のページ数を書き込む。
- ・間違えた問題は付箋を貼って後で確認できる状態にしておく。1度間違えた問題は何度も間違える可能性が高い。

#### ⑤ 情報一元化ツールに情報をまとめる。(2時間以内)

→詳しくは後述する。

#### ⑥ まとめた情報一元化ツールを精読し、知識の定着の最終確認をする(2時間以内)

#### ⑦ 後は、作成した情報一元化ツールと、それに該当する箇所の過去問をひたすら回していく。

どちらも条文や判例がでてきたら、六法を引き、一般化・抽象化することを怠らないこと。合格者の平均周回回数数は6～7回くらいである。3週したくらいで、どこに何が書いてあるのかを覚えてしまうので、辞書代わりとしても使える。択一式については、学習はこれだけで十分である。

## ⑧一回の講義における最低復習時間

|            |           |
|------------|-----------|
| 講義         | 3時間       |
| テキスト音読     | 2～3時間     |
| 過去問        | 1～3時間     |
| 情報一元化      | 2時間       |
| 情報一元化ツール音読 | 2時間       |
| 計          | 10時間～13時間 |

週2回で20時間～26時間  
年間で960時間～1248時間

## ⑨一日の最低勉強時間

忙しい方でも平日において最低1日4時間は確保すべきである。

$4時間 \times 5日 = 20時間$

土日・休日は少なくとも6時間以上は勉強する必要がある。

$6時間 \times 2日 = 12時間$

週の最低勉強時間 32時間

## (2) 科目、論点ごとに適した復習方法をとる

### ①科目ごとに難易度や傾向が異なる

例)一般に主要4科目は問題の難易度自体が高く、マイナー科目は低い傾向にある

→科目ごとに勉強のやり方を変える必要がある。全科目を同じやり方で勉強することは、効率が非常に悪く、試験にとって重要でないことに時間を割いてしまうおそれがある。

例)主要4科目は深く理論重視

マイナー科目は広く浅く

### ②同じ科目の中にも頻出論点とそうでない論点がある

例)民法 代理→ほぼ毎年出題

組合→30年に1度だけ

→論点ごとに優先順位をつけ、優先度が高い論点から学習を進めていく必要がある。

### ③過去問分析により科目、論点ごとに適した勉強方法を確立する

本試験の傾向や難易度は毎年一定レベルを保っている。年度によって極端に難しくなったり、簡単になったりということはない。したがって、過去の本試験を分析すれば、科目ごとの難易度や傾向を掴むことができる。



総肢数 25肢

条文からの出題 なし  
判例からの出題 25肢  
通説からの出題 なし  
その他 なし

#### 出題傾向

①ある者が民94条2項の善意の第三者に該当するか否かの判例を選択する問題

②民94条2項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位についての学説問題

の2パターンの出題のみである。

①については、出題されるたびに未出の判例がでていっているものの、過去に出題された判例を押さえておけば解答は容易に導けるように問題が作成されている。

②については、学説の内容と、それぞれの説に対する批判を知っていれば、容易に解答できるだろう。今後の対策としては、①のパターンとして出題が予想される判例をしっかり押さえることが重要となる。

#### 出題年度

H20、H19、H15、H12、H11

#### (3) 満点に近い点数をとるための復習方法をとる

・穴のない勉強をする必要がある

→弱点を発見し、1つ1つ潰していく、地道な作業を繰り返す

→弱点の発見には、過去問、演習講座を利用

・復習スケジュールをたて、万遍なく復習をする

#### (4) 学習の効率化を図る

##### ①本試験までの時間は有限

約1年という短期間で合格を果たすには、限られた時間を効率よく使わなければならない。司法書士試験は覚える量が他の試験に比べて圧倒的に多いので、普通にやっていると間違えなく消化不良となる。学校や仕事と両立するのであれば、なおさらである。

また、司法書士試験は試験科目が11科目もあり、最終的にはそれを平行して学習しなければならない。その科目の多さから、使用する教材の量も相当なものとなり、情報が散逸したり、偏ったりしがちである。

##### ②情報の一元化

以上のような問題点を解消するには、莫大な情報量を、コンパクトにまとめあげることが必要となる。そこで、合格者の99%は「情報の一元化」という作業を行っている。

具体的には、1冊の本やオリジナルノートに、テキストやサブテキスト、記述式テキスト、過去問や答練、問題集等で得たそれぞれの情報を、まとめあげる作業である。

こうすることで、1冊の本を読めば、あらゆる復習が同時に可能になることから、学習時間や密度の点で、相当の効率化が図れることになる。

まとめあげる本については、合格者ごとに異なるが、テキストやサブテキスト、あるいは六法にまとめるのが通常である。自分でオリジナルノートを作成した一発合格者もいる。

(5) 過去問の一般化、抽象化を図る(過去問の解き方)

過去問は、肢ごとにみると、一問一答式の問題なので、

$$1+1=$$

という出題の仕方しか、その構造上できない。

しかし、次に出題される時は、問題が変形・派生して

$$2-1=$$

という出題の仕方をしてくる可能性がある。

つまり、同じ論点であっても出題の角度が異なるのである。

これに対応するためには、自分で過去問において問われた論点を、一般化・抽象化して覚えるしかない。

1+1の解き方ではなく、足し算の解き方として覚えるのである。

情報集約ツールや六法であれば、具体的な問題ではなく、条文や判例として一般的に覚えることができる。

推奨するのは、問題を1問解くごとに、情報集約ツールと六法で確認をする方法である。

## 9. 皆様へのご提案

もし、受験勉強を始めるか否か迷っているのであれば、はじめてみることをお勧めする。

失礼を承知で申し上げるが、おそらくこの資格に興味をもたれた方の多くが、今までに人の何十倍もの努力というのをし  
てこなかったのではないかと推測されるからである。

というのは、仮に人一倍の努力をしてきたのであれば、今現在自分のやりたいことができているはずであり(例えば、学  
生時代に人一倍勉強をしていれば、東大に入り、好きな仕事につけたはずである、そうして就いた仕事にそれなりに不満  
はあるであろうが、司法書士という資格をとって転職しようとは通常考えないはずである)、また、仮に違うことをやりたく  
なったとしても、資格に頼らずにそれをやり遂げるだけの能力があるはずだからである。

正直なところ、受験勉強をせずにこのまま今迄通りに人生を全うするのも一つの幸せであろう。しかし、自分の人生を変  
えたいという気持ちが少しでもあるのであれば、最後に人の何十倍もの努力をするということを1度やってみてはいかがだ  
ろうか。それによって資格よりもよっぽど大きなものが得られると私は思うのである。それは、大きなことをやり遂げたとい  
う「経験」や、自分の人生に対する「自信」である。

仮に司法書士という仕事が自分にとってはあわなかった、つまらなかったとしても、そこで得られた「経験」や「自信」は決  
して色あせず、自分自身の内面に大きな革命をもたらすはずである。おそらく、長い人生においても、そう何度も転機とい  
うものは訪れないであろうから、この試験はそういったものが得られる人生最後のチャンスであるといえるであろう。

確かに、「リスク」もあるし「犠牲」もあるのがこの司法書士試験である。しかし、時の宰相小泉純一郎が言ったように「痛  
みなくして改革はない」のである。

自分自身に革命をもたらしたいのであれば、そういう意識が少しでも自分の中にあるのであれば、ぜひ私と一緒に頑  
張っていきましょう。皆様とお会いできるのを楽しみにしています。